

区の文化財保護行政の現状と見直しについて

1 文化財保護行政の各課題と対応の方向性

(1) 区指定文化財台帳の整備

・指定文化財78件の台帳を作成し、ファイルに編綴されているが、付記（当該文化財の説明文）や写真等の掲載がないものがあり、現在、整備は7割程度まで進んでいる。

⇒ 整備には各分野の学芸員の確認が必要で、分担して整備を進める。

(2) 文化財の保存・管理環境の整備

【収蔵庫保存環境】

・温湿度管理は、おおむね適正な範囲で推移している。

⇒ 材質別の最適な管理を細分化するなど、より厳格な管理を進めていく。

・防火設備の改善が必要である。

⇒ 年度内に手動によるガス消火器を導入する。

さらに、ガス式消火設備等の導入を検討する。

【文化財の修理】

・区指定文化財の修理は文化財保護審議会の意見を伺いながら、優先順位をつけて順次修理を実施する。

(3) 専門知見を有する人員等の確保

⇒ 区の文化財の特性を踏まえ、学芸員等の必要な人員を確保するよう検討中。

(4) 区内文化財の総合調査

⇒ まず調査の実施方法を検討し、その後本格調査を実施する。

(5) 収蔵品台帳の整備

⇒ 民俗資料約4万点、考古資料約29万点の管理方針（分類や収蔵場所等）や台帳の整備方針（対象範囲、台帳の内容等）を検討中。

今後、収蔵品整理システムを導入し、収蔵品のデータを管理する予定。

(6) 文化財ホームページ（資料情報検索）の再整備

⇒ セキュリティ向上や内容の充実を図るため、文化財ホームページの「資料情報検索」のリニューアルを検討する。